部活動の歴史的変遷と子どもの運動機会についての一考察

益田 依佳*1·竹盛友紀子*1·則元 志郎

Considerations about the historic changes in extracurricular club activities and children's opportunities for exercise

Erika Masuda *1, Yukiko Takemori *1, Shiro Norimoto
(Received by 2018)

I 緒言

現行(2008)と最新(2017)の中学校学習指導要領では、部活動について「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること | と述べられている。

本研究において、「部活動」は吹奏楽部や美術部なども入れた現行学習指導要領に基づいた総称的な位置づけとする。さらに、「運動部活動」は競技スポーツ種目にあるサッカー部や野球部など、学校や地域スポーツクラブとの関係性において、これまで議論されているものとして位置づけることとする。

今日の部活動の活動において学習指導要領を踏まえた教育的位置づけは明確に示されていない。その考えられる理由として中澤(2017)は、教育課程の外にある活動、つまり部活動は授業ではない、活動内容や形式や人材は、制度的に決まっていないと述べている。

しかし、戦後まもなく熊本県において、県全域で大規模に社会体育化を政策的に進めた、熊本県では、1967年ごろから教員手当問題が議論され始め、1970年7月には県全域で運動部活動を社会体育化することを決定し、1970年11月にその旨を記した通達「児童・生徒の体育・スポーツ活動について」を出した。その要点は、運動部活動を勤務時間内に制限し、それ以降は学校教育活動以外のスポーツ活動として、別途、新たな体制を整えて実施するようにしたことである(江藤、1971)、たとえば、熊本市立京陵中学校では、勤務時間の5時までは部活動として教師が指導し、それ以降は会費を別に徴収した「京陵スポーツクラブ」として教師と一般社会人をコーチとして行うように変わった(塩津、1973)、そして熊本県全体では、1976年度においてスポーツクラブ加入率が中学校で52.3%、高校で21.0%にまで増加した(川野、1977)。

しかし、より充実した日本学校安全会の災害給付制度を受けるためには、教師が指導する運動部活動に戻る必要があった。こうした補償の手厚さの違いが一つの背景となり、社会体育化されつつあった運動部活動は、ふたたび学校へ戻っていった(内尾、1979)。1970年代に模索された運動部活動の社会体育化は、1980年代には全国的に急速に勢いをなくしていった。このような時代背景をもとに先行研究を進める過程で、さらに西島(2006)は戦後の学習指導要領改訂が今日の部活動の姿を創設していると分析している。

さらに、熊本県教育委員会(2007)の調査によると、放課後の子どもたちは室内外を問わずゲームや漫画・テレビ鑑賞などをして過ごしている。これらの時代背景から、文部科学省(2002)が注意喚起をしている子どもの運動機会の減少や体力低下の原因の一つになるのではないかと推測することができる。このような状況に陥ってしまった要因として、同調査の結果では、仕事に就いているため保護者の帰宅時間が遅く、子どもたちの身の安全確保が曖昧な形になっているのではないだろうかと考える。

以上より、なぜ部活動は学習指導要領においてこのような位置づけにされたのか、戦後の歴史的変遷をたどり、今日の課題を考察する。また、子どもたちにおける学校体育以外の運動機会の実態や環境整備について、それぞれ考察することを研究目的とする。

^{*1} 熊本大学大学院教育学研究科

Ⅱ 研究方法

本研究は、現行学習指導要領の基礎モデルが提示された戦後(1947年)の学習指導要領から最新(2017年)において、部活動の位置づけと、子どもの放課後の生活環境や運動機会について文献調査および分析を行った。

Ⅲ 結果

1. 学習指導要領と部活動の歴史的変遷

西島(2006)、中澤(2017)は、部活動の混乱を招いてしまった背景には教育課程との関係が変わってきたことであると述べている。中澤(2011)の歴史的背景を考慮すると、1947年に学校体育指導要綱が設定され、「学徒の個性の尊重」がうたわれ、自発的・自主的な自由研究へと変わっていったことが考えられる。これを踏まえ、戦後の学習指導要領の変遷を西島(2006)、中澤(2011)、樽木ら(2017)の見解を基準に、学習指導要領における、教育課程内外問わず部活動に関する記述の改訂が行われた年度をまとめると以下のようになる。

1) 1947 年 学習指導要(試案)

小学校 4 年以上に教科「自由研究」が設置される。個人の興味と能力に応じた教科の発展としての自由な学習、クラブ組織による活動、当番の仕事や学級要員としての仕事がその内容として示されている。自由研究の時間数は、小学校 $4\sim6$ 年が週あたり $2\sim4$ 時間、中学校では $1\sim4$ 時間と示されている。クラブ活動も以降の学習指導要領のような教科外の活動といった捉え方ではなく、教科の一つという位置づけはこのときだけである。

2) 1968 年 学習指導要領

改訂版教科学習の発展という趣旨における指導の方法が難しかったこと,実際はクラブ活動の形態で行われることが多かったため,従来の教科「自由研究」が廃止され,領域「教科以外の活動(小学校)」,領域「特別教育活動(中学校・高等学校)」が課外的扱いから区別され,教育課程に位置づけられた。教科の学習だけでは教育の目標を達成できないとして,教科課程と教科外課程の二課程構造のカリキュラムはその後の基本となった。特別教育課程内に「必修クラブ活動」が特別活動として設置されたが,今後における部活動との混乱を招いてしまう原因となる。小学校では4年生以上に週1時間のクラブ活動,中学・高等学校では全校生徒がクラブ活動に参加する「必修クラブ」が設置された。以降,小学校では4年生以上のクラブ活動が位置づくこととなった。これまでクラブ活動といわれた自主的で希望参加による放課後や休日を中心とした活動は「必修クラブ」とは区別され、1989年の学習指導要領の改訂で部活動と呼ばれるようになった。

3) 1989 年 学習指導要領

この混乱から脱却しようと部活動の参加で必修クラブ活動を履修したとみなす「クラブ活動部活代替措置」が始まった。再び部活動は教育課程とつながりを持った。クラブ活動については、中学・高等学校で内容の取り扱いで、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」という、部活動のクラブ活動代替可が示された。小学校でのクラブ活動は継続している。このような部活動によるクラブ活動代替案が示されたことで、クラブ活動と部活動の位置づけやねらいを曖昧にするきっかけになったとも考えられる。

4) 1998 年 学習指導要領

小学校ではクラブは継続しているが、中学・高等学校ではクラブ活動に関する規定が削除され、この類いの活動は教育課程外の部活動だけになった。清水(2011)は、クラブ活動の廃止は生涯スポーツが社会的環境として成熟したことを理由としている。奥本(2010)は、生涯スポーツの成熟以外にも、部活動での代替と総合的な学習の時間の新設をクラブ活動の廃止の理由に挙げているが、いずれも根拠として納得できないとしている。部活動は教育課程と切り離された状態になってしまった。

5) 2008 年以降 学習指導要領

小学校では「クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力し、よりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる」というクラブ活動の目標が示された。これまでにもクラブ活動の内容は示されていたが、クラブ活動の目標が示されるのは2回目となる。その内容は、特別活動の目標に準じたものである。部活動に関しての記述部分では次の3点が読み取れる。

- ①生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であること.
- ②その対象がスポーツや文化及び科学等であること.
- ③学習意欲の向上や責任感,連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。また、技能面を目的としたものではなく教育活動としての側面を持つこと。
- 1) \sim 5) の内容を簡素化して、表にまとめると表 1 のようになる.

改訂年	小学校		中学校		
	課内活動	課外活動	課内活動	課外活動	
1947 年	自由研究		自由研究		
1951 年	教科以外の活動		特別教育活動		
1958 年	特別教育活動		特別教育活動		
1960年		,	↓		
1968 年	特別活動 (必修クラブ活動)	部活動 (選択)	Į.		
1969 年	1		特別活動 (必修クラブ活動)	部活動 (選択)	
1989 年	特別活動 (必修クラブ活動)	部活動 (選択)	特別活動 (必修クラブ活動)	部活動 (選択)	
1998 年	(クラブ活動) ⇔ 部活動: 部活代替制度				
2008 年	特別活動 (クラブ活動)	部活動	(廃止)	部活動	
2018年	特別活動 (クラブ活動)	部活動	†	部活動	

(表1) 学習指導要領改訂の経緯

西島(2006)に記載されている表を参考に筆者編集

改訂の中で、今日の部活動問題の要因と考えられる、1998年の学習指導要領の改訂によって行われたクラブ活動部活動代替措置について、奥本(2018)は、部活動をクラブ活動の代替科目として認めるための条件を以下の9つであるとまとめた。

- ①学校の教育計画に基づいて教師の適切な指導の下に行われる部活動であること.
- ②クラブ活動と同様のあるいはそれに準じた目標及び活動内容を有する部活動であること.
- ③あらかじめ学校で定める活動の時間内に行われる部活動であること.
- ④原則として、学年、学級を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒によって組織された部活動であること.
- ⑤学校の特別活動の全体計画に示されている目標や方針,重点等の達成を図ることのできる部活動であること.
- ⑥自発的. 自治的な活動を助長するための配慮が生かされている部活動であること.
- ⑦特別活動の目標に示されている望ましい集団活動が行われる部活動であること.
- ⑧生徒の健康や安全面についての配慮が十分に行われている部活動であること.
- ⑨指導の過程や成果及び生徒個々について適切な評価が計画的に行われる部活動であること.
- さらにこれに加えて8つの留意事項も明記されていた.

2. 子どもの運動機会

1) 部活動・地域スポーツクラブの加入率

「平成28年度全国体力・運動能力、運動慣習等調査」(文部科学省2015)の結果では、部活動加入率について

の調査も行われた. それによると,運動部活動所属における男子は78.2%,女子は57.7%となっている. それぞれ,文化部の加入率と合わせると,およそ9割の中学生が放課後に部活動で活動をしている. また,「地域スポーツに関する基礎データ集」(文部科学省2015)によると,小学校5年生の部活動加入率における男子は72.1%,女子は49.6%となっている. しかし,同調査において,中学2年生の地域スポーツクラブ加入率をみると,男子は14.9%,女子は8.6%となり,運動部活動に所属しつつ,地域スポーツクラブも加入しており,両立という形で活動している生徒がいるということが分かった.

また、日本体育協会の「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを与え、スポーツを通じて青少年の心と体を育てる組織を地域社会の中に」という願いを込め、「スポーツによる青少年の健全育成」を理念に創設した社会体育(教育)の全国組織であるスポーツ少年団は、日本体育協会(2013)によると、スポーツ少年団の構成団員のうち87.6%が小学生(低学年23.4%、高学年64.2%)、中学生11.5%、高校生1.0%と学校校種が上がるにつれて割合が激減してきているが、1962年の創設以降、日本の社会体育移行への受け皿の一つとして地域スポーツの一環となり、その活動は全国規模で現在も続いている。

2) 子どもの部活動以外の活動と体力低下

的場(2008)は、今の小学生の外遊びが少なくなった理由として、多くの母親が、「地域への不安」の他に、「学習塾や習い事、クラブ活動などで忙しくなったこと」や「電子ゲームをして過ごすことが多くなったこと」を挙げたとまとめている。同調査の自由記述欄の回答では、「外で遊ばせることが怖いので、家で過ごさせると、どうしても電子ゲームに夢中になってしまう」「外で遊ばせるよりも、習い事に行ったほうが、安全だし、友達もできる」といった意見が散見された。このように、多くの子どもたちが家で電子ゲームをして過ごしたり、習い事に通ったりするので、「放課後、外で遊ぼうと思っても、友達がなかなか見つからない」という意見もあった。また、文部科学省(2002)は「子どもの体力低下」の原因を以下のように報告している。

第1に、保護者をはじめとした国民の意識の中で、子どもの外遊びやスポーツの重要性を軽視するなどにより、子どもに積極的に体を動かすことをさせない傾向になっていること。子どもの体力の低下とその及ぼす影響への認識が十分ではない。このようなことから、子どもに積極的に外遊びやスポーツをさせなくなり、体を動かすことが減少したと思われること。

第2に、子どもを取り巻く環境について生活が便利になり、子どもの生活全体が日常的に体を動かすことが減少する方向に変化していること。 具体的には、自動車の普及など交通手段の発達により、歩く機会が減少するとともに、生活道路での遊びなどが困難になり、手軽に体を動かす機会が減少している。また、電化製品の発達・普及などによって、保護者の意識も、危険性が伴う遊びを認めなかったり、子どもが汚れることを嫌がったりする傾向が見られる傾向である。

第3に、スポーツや外遊びに不可欠な要素である時間、空間、仲間、いわゆる「三間」が減少していること、 第4に、発達段階に応じた指導ができる指導者が少ないという実態があること、地域におけるスポーツ指導者 については、子どもの発達段階に応じた指導方法を心得ている指導者が少なく、いきなり技術的なことを教えたり、勝ちにこだわった指導をしたりして、子どもがスポーツの楽しさを知ることなくやめていく場合もあり、スポーツ嫌いにつながるとの指摘があること。

第5に、学校の教員については、教員の経験不足や専任教員が少ないなどにより、楽しく運動できるような指導の工夫が不十分との指摘があること。

第6に、都市化や核家族化、夜型生活など国民のライフスタイルの変化によって、子どもの不規則な生活から体力低下が示唆されること、深夜テレビや24時間営業の店舗など生活を夜型に導くものが増えており、子どもの体力低下において考えられる原因である生活習慣の乱れは、現代社会や家庭の姿が投影されていると推察できる。

3) 日本のスポーツ (運動機会) に対する考え方

大野・徳山(2015)は、日本におけるスポーツ組織について表2のようにまとめている。学校運動部活は、運動をすることの価値が一元化しているゆえ、多様なスポーツニーズを捉えることができないという問題がある。総合型地域スポーツクラブなどは、そうした中学生、高校生のスポーツニーズに応える可能性を秘めた制度であるが、総合型地域スポーツクラブが、そうした中学・高等学校の運動部活動が対応できない、子どもたちの多様なスポーツニーズに応えきれているとは言い難いのが現状であると述べている。

また、中学高等学校の運動部活動においては、学校によるガバナンスは機能しておらず、その運営における健

全性の確認は「監督」という名の教員という内部者にのみにゆだねられてきたのである。そして,監督はメンバーの選出や進路決定などに強い権限を有しているため、生徒やその保護者はその方針に異を唱えることは困難であり、生徒という内部者、保護者という外部者によるガバナンスが機能してきたとは言い難い。それゆえ、教員が誤った指導や意思決定をしたとしても、それをとがめることは誰もできず、部活動自体が閉鎖的な教育環境の状況であると述べている。

	企業スポーツ	大学スポーツ	学校部活動	中央競技団体
運営目的	従業員の福利厚生,レ クリエーション	学生のスポーツニーズ の受け皿, スポーツを 通した学生教育	スポーツを通した生徒 の教育	スポーツの普及, 振興, レベルアップ
運営主体	企業の運動部	大学運動部(体育会系 クラブ)	学校運動部	中央競技団体
主要な資金 提供者	親会社	大学当局	地方自治体	政府
主たる経営者	監督	監督, OB 会役員	教員 (顧問)	理事長
権力の集中	監督に権限が集中	監督, OB 会役員に集 中	教員に集中	理事,役員に集中
運営方法	トップマネージメント の監督が運営	監督, OB 会役員が専 制的に運営	教員が専制的に運営	役員が専制的に運営
参加者	社員アスリート	運動部員 (学生)	運動部員 (生徒)	競技選手(アスリート)
外部監視	企業の一部ゆえ強	弱(自治運営,内部の凝集性の強さ)	弱(部活動は教育課程の外に存在)	弱(元競技者で役員を 構成)
外部との 連携体制	弱(親会社とは強)	弱 (内向き)	弱(内向き,学校,部 内で完結)	弱(内向き)

(表 2) 我が国におけるスポーツ組織の特徴のまとめ

大野・徳山 (2015) 作成

Ⅳ 考 察

1) 今日までの部活動について

戦後における学習指導要領改訂の中で、教育課程内外をめぐって部活動の位置づけは課題となっていた.

中澤(2011)は、「運動部活動の成立自体の不思議さ」として次の5点を挙げている。第1に、運動部活動が青少年スポーツの中心的立場としてこれほど大規模に成立している国は、日本以外にない点。第2に、運動部活動が教育課程外の活動である点。第3に、運動部活動が成立するかどうかが、生徒の意思よりも学校や教師の働きかけに大きく依存している点。第4に、運動部活動を支える学校や教師は、少なからぬ負担を被っている点。第5に、これまでに運動部活動を地域社会へ移行させようと試みてきた点である。戦後の生徒の自主的な活動から始まった自由研究が、教育課程内での立ち位置を持つことができたにも関わらず、1998年のクラブ活動部活動代替措置が行われたことによって、部活動の存在意義が疑われるようになってしまった。したがって、今日の部活動の課題は、教育活動において部活動の位置づけが曖昧になってきた歴史的背景から、教員の問題・子どもを取り巻く環境の時代的変化・保護者の多様化が考えられる。

2) これからの部活動について

中澤(2005)が報告している部活動顧問の聞き取り調査においては、普段の授業では見られない生徒の姿や成長を目にする機会であること、生徒との時間的空間的な共有が図られて教師 - 生徒関係が構築されることなどが、部活動の意義として挙げられており、部活動に直接携わる学校教員自身もその意義を認めながら活動していると述べている。しかし、小学校においては、部活動のほとんどが地域スポーツクラブなどの受け皿に引き継がれている状況である。熊本県教育委員会も2015年から社会体育移行への取り組みを順次進めている。移行されていく中で、部活動で放課後を過ごしていた子どもたちの安全と運動機会の確保をどのように解決していくか検討が不十分であると考えられる。奥野(2018)も部活動のこれからの課題について①地域と連携しながら、勝利至上主義のみに捉われない、多様な目的を持った生徒の受け皿となるような体制とすること。②部活動の運営

にあたっては、法令順守、意思決定の透明性確保に特に注意し、それらの情報については関係者に対して積極的に開示すること。③部活動の運営は、顧問に任せきりにするのではなく、地域住民などによる外部講師などを活用するなど、学校を中核としたグループを形成して学校全体で進める体制を構築すると見解を示している。

3) 子どもの運動機会について

舞ら(2014)の調査では、保護者・子どものスポーツ環境に関する実態や関心について以下の3点を挙げている。①スポーツクラブに入っていない、まったく運動をしないという子どもたちを運動・スポーツ活動に促す工夫と環境づくりの必要性が示唆され、保護者を巻き込んだ取組みが効果的である可能性がある。②保護者は子どもの体力について関心や危機意識が高く、子どもが色々なスポーツを実施できる環境の必要性を感じている様子がある。③保護者は現在の地域のスポーツ環境に満足しておらず、総合型地域スポーツクラブについて潜在的に高いニーズがあるものと推察される。これらは、子どもの運動機会の確保は、学校体育だけではなく、部活動や地域スポーツクラブがお互いに開かれた関係で、学校側・家庭側・運営側それぞれのニーズに合わせた環境整備が必要であることが示唆された。

V 結論

- 1. 学習指導要領改訂の経緯において、必修クラブ活動を廃止にした際に、部活動の位置づけを明確にしなかった結果、今日の部活動のあり方が曖昧になってしまっている.
- 2. 子どもの運動機会は、時代とともに減少傾向であるが、体育的課題解決の手助けとして、運動部活動を活用することで歯止めをかけることが期待できる.
- 3. 子どもの運動機会を維持向上することにつながる地域スポーツ環境整備の取組みなどを今後進めていくためには、保護者の意識および協力が重要であり、本研究で得られた結果・考察をもとに有効な具体策を実践していくことが必要であることが示唆されたが、詳細については今後継続的に研究する必要があると考える.

VI 引用・参考文献

- ・内海和雄(2013)「戦後日本の福祉とスポーツ」pp2-4
- ・大貴司・徳山性友(2015)「わが国スポーツ組織の組織的特性に関する一考察 —そのガバナンス体制の構築に向けた予備的検討—」岐阜経済大学紀要 49 巻 1 号 pp21-40
- ・熊本県教育委員会(2007)「平成 19 年度子どもの遊び実態調査」pp15-40
- ・熊本県教育委員会(2015)「児童生徒における運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」pp1-6
- ・笹川スポーツ財団 (2015)「10代のスポーツライフに関する調査」pp1-2
- ・中澤篤史 (2005) 生徒理解・生徒指導の観点から見た運動部活動と学校教育の結び付き (学校運動部活動の現在と未来) トレーニングジャーナル 4 月号 pp46-50
- ・中澤篤史 (2011) 「学校運動部活動の戦後史 (下) 議論の変遷および実態・政策・議論の関係」 一橋社会科学:3 pp47-73
- ・中澤篤史(2014)「運動部活動の戦後と現在」青弓社 pp107-135
- ・中澤篤史 (2017)「そろそろ、部活のこれからを話しませんか」大月書店 pp116-120
- ・長沼豊 (2017)「部活動の不思議を語り合おう」ひつじ書房 pp51-124
- ・新潟県三附市 (2012)「小学生放課後過ごし方に関する保護者アンケート (結果概要)」pp4-6
- ・西島央・中澤篤史(2005)「中学校部活動の制度的変化と<活動参加状況>に関する教育社会学的考察 —家庭の経済的背景に注目して—」pp48-52
- ・西島央(2006)「部活動その現状とこれからのあり方」p5
- ・舞寿之, 吉武信二, 中村浩也, 灘本雅一, 西尾宣明 (2014)「地域における子どもの運動・スポーツ活動の現状の問題点と 課題に関する研究~小学校保護者のアンケート調査から~」プール学院大学研究紀要第 55 号, pp139-151
- ・文部科学省(2002)「子どもの体力低下の原因」子どもの体力向上のための総合的な方策について(答申) 3章 p2-3
- ・文部科学省(2015)「地域スポーツに関する基礎データ集」pp17-30
- · 文部科学省(2015)「平成 28 年度全国体力·運動能力,運動慣習等調査」pp13-19
- · 文部科学省(2017)「中学校学習指導要領 保健体育編 —平成 29 年 3 月改訂—」pp167-169